

岡崎市火災予防 査察要綱

岡崎市消防本部

岡崎市火災予防査察要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に基づく査察の執行体制及び管理体制について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 査察 消防対象物の火災予防のため法第4条第1項及び第16条の5第1項の規定により立入検査を行い、当該消防対象物の不備欠陥事項等について必要な措置を講じ、火災危険の排除をさせることをいう。
- (2) 査察対象物 査察を行う必要のある消防対象物をいう。
- (3) 査察員 査察に従事する消防職員をいう。
- (4) 違反処理 警告、命令、認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行によって違反の是正を図るための措置をいう。

(査察対象物の区分)

第3条 査察対象物の区分及び範囲は、別表に掲げるとおりとする。

(査察の種類)

第4条 査察の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定期査察 第7条に規定する査察計画に基づき定期的に行う査察をいう。
- (2) 臨時査察 消防関係法令等に定める各種の申請、届出の受付、工事の工程等又は陳情等により、その都度行う査察をいう。
- (3) 特別査察 消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認める査察対象物を指定して行う査察をいう。
- (4) 部分査察 前各号に定めるもののほか、査察対象物の範囲を限定して行う査察をいう。

(査察員の指定)

第5条 査察員は、査察対象物の区分に応じて、別表に定めるとおりとする。

- 2 消防長は、査察対象物の状況により、特に必要があると認めるときは、別表の定めによらないで査察を行わせることができる。

(査察員の派遣)

第6条 消防署長は、必要があると認めるときは、消防長に予防課所属の査察員の派遣を要請することができる。

- 2 消防長は、前項の要請があり、必要があると認めるときは、査察員を派遣するものとする。

(査察方針及び計画)

第7条 消防長は、査察を適正かつ効果的に執行するため、毎年度査察方針を定めるものとする。

- 2 消防署長及び予防課長（以下「署長等」という。）は、査察計画を前項の査察方針及び別表に掲げる査察対象物の範囲並びに査察サイクルに基づき査察計画管理表（例）（様式第1号）により作成し、毎年度4月10日までに消防長に報告するも

のとする。

(執行状況の報告)

第8条 署長等は、査察計画管理表に基づく査察の執行状況について、定期的に消防長へ報告するものとする。

2 消防長は、特に必要があると認めるときは、署長等に査察の執行状況について報告を求め、又は査察に関して必要な指示をするものとする。

(査察執行管理会議)

第9条 査察の執行状況を管理し、査察方針の立案及び査察の執行体制の見直しを行う必要があるときは、査察執行管理会議を設置する。

2 査察執行管理会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 査察の執行状況に関すること。
- (2) 査察方針の立案に関すること。
- (3) 査察の執行体制の見直しに関すること。
- (4) 違反処理への移行に関すること。
- (5) 違反処理の留保に関すること。
- (6) その他消防長が必要と認めること。

3 査察執行管理会議の構成員は、必要に応じて消防長が定めるものとする。

4 査察執行管理会議の事務局は、予防課に置くものとする。

(査察事項)

第10条 査察は、火災の予防又は災害の防止及び火災又は災害に関連する人命の安全を主眼とし、査察対象物の状況に応じ、次の各号に掲げる事項の状況等について行うものとする。

- (1) 建築物その他の工作物及び舟車
- (2) 火気使用設備及び器具
- (3) 電気関係施設及び器具
- (4) 避難上必要な施設及び防火戸
- (5) 消防用設備等及び特殊消防用設備等
- (6) 危険物及び指定可燃物等
- (7) ガス関係施設及び器具
- (8) 防災処理の状況
- (9) 防火管理に係る消防計画、防災管理に係る消防計画、防火管理に係る全体についての消防計画、防災管理に係る全体についての消防計画、自衛消防組織及び予防規程並びに消防訓練実施の状況
- (10) 防火管理者、防災管理者、統括防火管理者、統括防災管理者、統括管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の業務遂行状況
- (11) その他必要と認める事項

(遵守事項)

第11条 査察員は、常に関係法令その他査察に必要な知識の習得を図り、査察能力の向上に努めるとともに、査察に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 関係資料を携行し、その位置、構造及び設備の状況を綿密に調査すること。

- (2) 消防用設備等の維持管理状況及び危険物製造所等の定期点検記録等を確認するとともに、必要と認める場合は、これらに関する書類の提示を求めること。
- (3) 関係者等責任のある者の立会いを求めて行うこと。
- (4) 正当な理由がなく、立入検査等を拒み、妨げ又は忌避する者があるときは、査察の目的を説明し、なお応じないときはその旨を所属長に報告し指示を受けること。
- (5) 査察を行った結果、改善を要する事項については、関係者等に火災予防上又は災害防止上の理由を明らかにし、具体的に説明し指導すること。
- (6) 関係者の民事的紛争には関与しないこと。

(事前通告)

第12条 立入検査の事前通告は、口頭によるもののほか、必要に応じ事前の通告を立入検査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

(立入検査結果通知書)

第13条 査察員は、査察の結果、査察対象物の位置、構造、設備、管理の状況等に不備事項を認め通知するときは、査察対象物の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）に対し、立入検査結果通知書（様式第3号）（以下「通知書」という。）を交付するものとする。

(勧告書)

第14条 消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、関係者に勧告書（様式第4号）を交付するものとする。

- (1) 通知書の交付から3か月後の末日を経過しても不備事項の改善が認められないとき。
- (2) 岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）第55条の2の規定に該当する違反を認めたとき。
- (3) 前2号に該当しない場合であっても、消防長等が、査察対象物ごとに用途、建物構造、防火管理等の状況を勘案した上で、必要と認めるとき。

(改善結果（計画）報告書)

第15条 第13条の規定により通知書を交付した場合は、通知書の交付日から起算して、おおむね30日を報告期日とし、関係者から改善結果（計画）報告書（様式第5号）の提出を求めるものとする。

2 前条の規定により勧告書を交付した場合は、勧告書の交付日から起算して、おおむね30日を報告期日とし、関係者から改善結果（計画）報告書（様式第6号）の提出を求めるものとする。

(追跡指導)

第16条 査察員は、第13条の規定により通知書を交付した場合、又は第14条の規定により勧告書を交付した場合は、その経過を確認するとともに、不備事項が改善されるよう継続して指導するものとする。

(違反処理への移行)

第17条 消防長は、岡崎市違反処理移行基準に規定する違反事項で改善が認められないものは、岡崎市火災予防違反処理要綱（以下「違反処理要綱」という。）に定めるところにより、違反処理を行うものとする。

(資料提出)

第18条 査察に際し、資料を提出させる必要がある場合は、関係者に任意の提出を求めるものとする。

2 消防長等は、関係者が前項の求めに応じない場合は、法第4条第1項及び第16条の5第1項の規定により関係者に対し資料提出命令書（様式第7号）を交付し、必要な資料（以下「資料」という。）の提出を命ずるものとする。

3 関係者は、第1項の規定による資料の提出の求め又は前項の規定による資料の提出の命令を受けたときは、資料提出書（様式第8号）に資料を添えて消防長等に提出しなければならない。

4 消防長等は、第1項の規定により資料の提出を求めた場合及び第2項の規定により資料の提出をさせた場合において、関係者が当該資料の所有権を破棄したときは、関係者に資料受領書（様式第9号）を、関係者から資料の返還の要求があったときは、関係者に資料保管書（様式第10号）を交付しなければならない。ただし、第1項の規定により資料の提出を求めた場合で、特に必要がないと認められるときは、この限りではない。

5 資料保管書を交付した資料について、保管の必要がなくなったときは、資料保管書と引き換えに、関係者に当該資料を返還するものとする。

(報告徴収)

第19条 前条の規定により提出のあった資料以外のもので、必要と認める事項については、関係者に任意の報告を求めるものとする。

2 消防長等は、関係者が前項の求めに応じない場合は、法第4条第1項及び第16条の5第1項の規定により関係者に報告徴収書（様式第11号）を交付し、必要な報告を命ずるものとする。

3 関係者は、第1項の規定による必要な報告の提出の求め又は前項の規定による必要な報告の提出の命令を受けたときは、報告書（様式第12号）に必要な報告の文書を添えて消防長等に提出しなければならない。

(特異事項等の報告)

第20条 所属長は、査察事務に関し重要又は特異な事項があったときは、特異事項等報告書（様式第13号）により速やかに消防長に報告しなければならない。

(査察の実施結果報告)

第21条 査察員は、査察の実施結果を立入検査結果報告書（様式第14号）又は立入検査結果報告書（様式第14号（その2））により、所属長に報告しなければならない。

(情報の管理等)

第22条 査察員は、この要綱において定める査察に関する事務処理について、消防情報管理システムに入力、出力及び保存が設定されている事項については、当該システムにより処理するものとする。

2 所属長は、査察により知り得た情報が適正に管理されるよう努めなければならない。

(実施細目)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

査察対象物の区分	査 察 対 象 物 の 範 囲	査察員	査察サイクル
特種査察対象物	岡崎市違反処理移行基準別表第1に掲げる違反事項のある防火対象物	予防課員	-
第1種査察対象物	1 消防法施行令別表第1(二)項ニ、(五)項イ、(六)項イ((4)を除く。)、(六)項ロ及び(六)項ハ(通所を除く。)の用途に供される部分が存する防火対象物 2 特定一階段等防火対象物等 3 法第8条の2の2の適用を受ける防火対象物(前記2を除く。)及び法第36条の適用を受ける防火対象物	消防署員	1及び2は2年毎に1回以上 3は3年毎に1回以上
第2種査察対象物	法第8条に定める防火管理者が必要な防火対象物(特種査察対象物及び第1種査察対象物を除く。)	消防署員	特定防火対象物は3年毎に1回以上 非特定防火対象物は6年毎に1回以上
第3種査察対象物	1 法第11条の規定による許可を受けた危険物製造所等 2 各欄に掲げる査察対象物以外に存する少量危険物等貯蔵取扱所	予防課員	岡崎市危険物等火災予防査察細部要領による。
第4種査察対象物	法第8条に定める防火管理者がない防火対象物(特種査察対象物及び第1種査察対象物を除く。)	消防署員	特定防火対象物は3年毎に1回以上 非特定防火対象物は6年毎に1回以上

備考 1 少量危険物等貯蔵取扱所とは、条例第34条に規定する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、又は条例別表第3に規定する数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

2 第3種査察対象物以外の査察対象物の敷地内に存する少量危険物等貯蔵取扱所は、各区分の査察員が行うものとする。

3 同一敷地内に特種査察対象物、第1種査察対象物、第2種査察対象物及び第4種査察対象物が混在する場合は、別表中の上段の査察対象物とみなして取り扱うものとする。

4 同一敷地内の査察対象物は、一括査察を行うよう努めるものとする。

5 特定一階段等防火対象物等とは、消防法施行規則第23条第4項第7号に規定された特定一階段等防火対象物で、小規模特定用途複合防火対象物を含むものをいう。

查 察 計 画 管 理 表(例)

〇〇年度 各消防署

管理棟数	年間目標棟数	担当係棟数	実施済棟数	年間目標達成率

[illegible]

第 号
年 月 日

様

岡崎市消防本部（署）
予防課長（消防署長等）

立入検査実施通知書

所在地
名称

あなたの権原に係る上記消防対象物について、 年 月 日 時
分から、消防法第 4 条第 1 項（消防法第 16 条の 5 第 1 項）の規定により、立
入検査を行うので通知します。

上記日時で不都合のある場合は、その理由及び立会可能な日時について、
年 月 日まで下記問い合わせ先まで必ず連絡をお願いします。

なお、正当な理由なく立入検査を拒否した場合は、消防法第 44 条第 2 号に
より処罰される場合があります。

(問い合わせ先 課（署） 電話 局 番)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

様

所属階級氏名

立入検査結果通知書

所在地
名称

あなたの所有（管理、占有）する上記対象物について、 年 月 日
消防法第 条により立入検査を行ったところ、下記のとおり不備事項がありました
ので通知します。

なお、 年 月 日 までに不備事項の改善結果又は改善計画について、改善結果（計画）報告書を作成し、提出してください。

記

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

様

(岡崎市消防長 氏 名 印)
(岡崎市 消防署長 氏 名 印)

勸 告 書

所在地
名 称

あなたの所有（管理、占有）する上記対象物については、下記のとおり不備があり改善されていないため、早期に改善するよう勧告する。

また、改善結果（計画）について、下記期限までに、改善結果（計画）報告書を作成し、提出すること。

記

勸 告 事 項	根拠法令

上記勧告事項にかかる改善結果（計画）報告書を、 年 月 日までに提出すること。

勧告事項に疑義があるときは、消防本部（署）予防課 局 番まで連絡すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

(宛先) 岡崎市消防本部 (署)
予防課長 (消防署長等)

防 火 対 象 物
所 在 地.....
名 称.....
代 表 者 氏 名.....
(電話)

改善結果 (計画) 報告書

年 月 日の立入検査による不備事項については、下記のとおり改善 (改善計画) しましたので報告します。

記

不 備 事 項	改 善 結 果 (改 善 計 画) 内 容	改善済年月日又は 改善予定年月日
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		

- 備 考
- 1 不備事項及び改善結果等が枠内に記入できない場合は、別紙に記入してください。
 - 2 改善内容等が明確に分かるように図面又は写真を添付してください。
 - 3 当該報告書は、 年 月 日までに提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)
(岡崎市消防長 氏 名印)
(岡崎市 消防署長 氏 名印)

資 料 提 出 命 令 書

所在地

名称

用途 (区分)

火災の予防ため必要があるので、下記資料を 年 月 日ま
でに へ提出するよう、消防法第 条 項の規定により命令す
る。

記

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か
月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟に
おいて岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があっ
たことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として裁決の取消
しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

年 月 日

((宛先) 岡崎市長)

((宛先) 岡崎市消防長)

((宛先) 岡崎市 消防署長)

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

資 料 提 出 書

年 月 日

により

下記の資料を提出します。

なお、提出した資料の取扱いについては、返還 (処分) してください。

記

様式第 9 号

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)

(岡崎市消防長 氏 名印)

(岡崎市 消防署長 氏 名印)

資 料 受 領 書

年 月 日に提出された下記の資料を受領しました。
記

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)

(岡崎市消防長 氏 名印)

(岡崎市 消防署長 氏 名印)

資 料 保 管 書

年 月 日に提出された下記の資料を保管します。

なお、本保管書は、資料を返還する際に必要となるため、紛失しないようにしてください。

記

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)

(岡崎市消防長 氏 名印)

(岡崎市 消防署長 氏 名印)

報 告 徴 収 書

所在地

名称

用途（区分）

火災予防のため必要があるので、下記事項を 年 月 日までに へ文書をもって報告するよう、消防法第 条 項の規定により要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第 条 の規定により処罰されることがある。

記

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に岡崎市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

年 月 日

((宛先) 岡崎市長)

((宛先) 岡崎消防長)

((宛先) 岡崎市 消防署長)

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

報 告 書

年 月 日

によ

り

下記のとおり報告します。

記

様式第 13 号

年 月 日					
消 防 長 様 所 属 長					
特異事項等報告書					
査察事務において重要又は特異な事項がありましたので、下記により報告します。					
記					
防 火 対 象 物 の 名 称				用 途	項
所 在 地	岡崎市				
防火対象物の構造・規模	建築構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	地上階	地 階
	造				
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の状況					
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分 ごろ				
発 生 場 所					
概 要 (事故内容・その他)					
作成者 (階級・氏名)					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

立入検査結果報告書

年 月 日

検査員 階級氏名

階級氏名

階級氏名

下記の査察対象物について、消防法第4条により実施した立入検査の結果について報告します。

記

所在地	
名 称	
通知先	

No.	不 備 事 項	根拠法令

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

立入検査結果報告書

年 月 日
時 分から 時 分まで

査察員 階級氏名
階級氏名
階級氏名

下記の査察対象物について、消防法第16条の5により実施した立入検査の結果について報告します。

記

所在地			
施設名			
区分		設置許可	
通知先			

No.	不 備 事 項	根拠法令

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること